

(PDF 版・5の2のオ)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十四節 教える教会の機能としての教義学」「二 教義学の方法」

(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学——二 教義学の方法」 (209-267 頁)

「二 教義学の方法」

第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての「**教会教義学**〔福音主義的な教義学〕においては」、「**普通教義学的体系の中で恣意的〔・独断的〕に選ばれた何らかの**〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（觀念的生産物）としての〕**基本的見方**〔原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義〕が占めるのを常としている場所に」、「……ただ全く〔「啓示ないし和解の實在」そのものとしてのイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示のしるし」）としての「啓示との＜間接的同一性＞」（啓示との区別を包括した同一性）において現存している第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたところの、まさにその言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕**神の言葉自身だけが立っている**」。したがって、「すべての教義学の中で、〔さまざまな〕神の言葉についての概念、教會的な、また個人的な信仰告白が共に語って来るし、共に語って来るべきであるということ……は、それとして独立した事柄である」が、「しかし、そのような概念、教會的な、また個人的な信仰告白が、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教会教義学の中で、実質原理の威厳と機能を持つようになってはならないのであり、……教会教義学の対象の立場を占めるようになることは許されないのである」。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教会教義学に対して、その方法を指示しなければならない教会教義学の対象**」は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である**聖書の中で証されたところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉である」**ことからして、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（觀念的生産物）としての「神の言葉についてのいかなる概念も、それ故にいかなる基本的教義、基本的命題、原理、理念、いかなるキリスト教の本質についての定義も、そもそも〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（觀念的生産物）としての〕自由に処理することのできるいかなる真理〔一般的真理〕も、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教会教義学の対象であることは許されない」。このことは、「確かに、教義学が、根拠、基礎、中心を持っている」としても、第三の形態の神の言葉

である一つの補助的機能としての教会「教義学〔福音主義的な教義学〕の自律性という観点の下でこそ、……考慮に入れなければならないことである」。すなわち、第三の形態の神の言葉である一つの補助的機能としての教会「教義学の根拠、基礎、中心」は、「教義学が自由に〔「わがまま勝手に」恣意的独断的に〕処理し得るものではない」のであり、「教義学の自律性」は、その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉が「中心である自律性」であり、それ故に「その中で教義学が自分の方法を選ばなければならない自律性」であり、それは、「教義学の神律性を承認すること」、「換言すれば〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動——子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「イエス・キリストという既に据えられている土台」（Ⅰコリント三・一一）としての〕ただ全く〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉の支配の下に、教義学が〔「わがまま勝手に」恣意的独断的にではなく、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において〕自由に服従することから成り立っていなければならない」自律性である。したがって、「教会に宣教を義務づけている」「聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてイエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」から、「〔第二の形態の神の言葉である〕聖書が〔第三の形態の神の言葉である〕教会を支配するのであって、〔第三の形態の神の言葉である〕教会が〔第二の形態の神の言葉である〕聖書を支配してはならないのである」。具体的に言えば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書は、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学（福音主義的な教義学）における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準である。

「トマス・アクィナスは、その『神学大全』のはじめのところで、神学の対象に関して、「神ノ観点ノモトニ取り扱ワレルということは、〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（観念的生産物）としての〕定義ノ代リニ、神ニヨル果〔「働き」、すなわちあの客観的な「存在的な必然性」と主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なラチオ性」と主観的な「認識的なラチオ性」というイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示

に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉」ヲ用イテという前提のもとで起こらなければならない」と「極めて優れた仕方であ……語った」が、トマスが、「その続きで、
〔「神的な」〕〈自然的本性ニオケル〉ソレ〔「果」、「働き」〕デアレ恩寵ニオケルソレ
〔「果」、「働き」〕デアレと言った」時、すなわち「神的な自然的本性の働きと恩寵の働きを並列的に並べた」時、「神ニヨル果〔・「働き」、すなわちあの客観的な「存在的な必然性」と主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なラチオ性」と主観的な「認識的なラチオ性」というイエス・キリストにおける神の自己
「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉」は、「明らかにその自由に処理する法廷〔・審判者・支配者・規準・原理・標準〕としての性格を失ってしまった」、ちょうど「すでに前もってわれわれの理性に内在している神概念の再想起としての神認識という」「アウグスティヌスの教説」が、「〔「本源的である」〕宗教は、すべての神崇拝の本質的なものが人間の道徳性にあるとするような信仰であるとしたカント……と〔自然的な信仰・神学の段階におけるそれとして〕一致する」ように。したがって、バルトは、次のように述べている——「存在するものそのもの、その純然たる造られた存在に依拠したアウグスティヌスの造ラレタモノヲトオシテ、知解サレタ創造主ヲ認識シテ、私タチハ三位一体ナル神ヲ知解スルヨウニシナケレバナラナイ、ソノ跡ハフサワシイカタチデ被造物ノウチニ顕レテイルノデア
ル」

と思惟し語ったのであるが、そのような「三位一体の跡は、世界に対して超越する創造神の跡として理解することはできない」。それは、ただ単なる人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然としての観念的生産物、物語世界・意味世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」、「人間自身の内在的に理解された宇宙の諸規定、人間的な現実存在の諸規定、単なる宇宙論や人間論でしかない」。そのような三位一体論は、「人間自身に基づく人間の世界理解の、最終的には人間の自己理解、神話である」。イエス・キリストにおける神の自己啓示としての「啓示の中での体系はただイエス・キリストの名だけ」、その「ただ啓示の体系だけ」があるのであるから、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「神学〔福音主義的な神学〕をただ啓示の中にのみ基礎づけるために、聖書に依拠した神学、教会の宣教は、罪深い曲がった人間の究極的な限界性を自覚した人間の言語を前提として、三位一体を、世界から説明しようと欲しないで、むしろ逆に、世界を三位一体から説明せんと欲する」。「ここで、われわれの道は、トマスの道から大きく分かれる……」、すなわちトマスの「神ノ観点ニモトニ」ということは、……〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神ノ〈言葉〉ノ観点ノモトニということの意味しなければならない——それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示されてあること」、すなわち「啓示ないし和解の実

在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「**神の言葉の三形態**」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の**関係と構造（秩序性）**におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の＜しるし＞」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞〔区別を包括した同一性〕」として現存している**聖書**（「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方であるまことの神にしてまことの人間イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」）の中で証された「**書カレタ神ノ言葉以外ニハ、ワレワレハ、イカナル神学ノ原理ヲモ認メナイ（ヴォレブ）**」。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教義学的方法の選択は、どのような事情の下でも、教義学者に対して、……教義学者が自分の対象を眺め渡し支配することができるであろう高台**〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的**自然（観念的生産物）**としての根本的見方、すなわち原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義〕**を提供しようとする意図をもって起こることはできない……**」。何故ならば、そのような対象であるならば、「その対象は、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする**第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の**〕**神の言葉ではない**」からである。

バルトは、キリストにあっての神としての「**神の自由**」について、次のように述べている——「**神についての聖書的な証言**」は、キリストにあっての「**神とは異なるすべてのものに対して持つ神の優位性**」を、「**神とは異なるものによってなされるすべての条件づけ〔外的条件づけ〕からの神の自由**〔**すべての外的被制約性からの自由**〕」、「**神の独立性**」として、神とは異なるものとのその「**神の相違性そのものの中でだけ見ているだけでなく**」、「**神の自存性**」、「**自存性としての神の自由**」として、「**ご自身の中での神〔自己自身である神〕が、それらを〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕実証することによって**」、その「**外的条件づけからの神の自由〔神の独立性〕に相対しても自由である**」ことの中で見ている。すなわち、「**神についての聖書的な証言**」は、その「**神の優位性**」を、「**神の独立性と自存性との全体性における完全な自由**」の中で見ている。言い換えれば、「**神についての聖書的な証言**」は、その「**神の優位性**」を、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、イエス・キリストにおける啓示自身が持っている啓示

に固有な自己証明能力の総体的構造に基づいて、自己自身である神としての「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位相互内在性」における三位一体の神のその「自存性としての神の自由」と、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的なその「失われない差異性」における三つの存在の仕方——すなわち、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体におけるその独立性としての神の自由の中で、「創造主、和解主、救済主として、神とは異なった実在との交わりへと歩み入り、その交わりの中でその実在に対して忠実であり給うということの中で、神の真実を実証し、まさにそのようにしてこそ、現実に自由であり、ご自身の中で自由であるところの神の自由〔「神の独立性と自存性との全体性における完全な自由」〕の中で見ている」。このような訳で、「神の自由」の概念は、「父なる名の内三位一体的特殊性」・「神の内三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「**ご自身の中での神の自由**」、「自己自身である神の自由」としての「**自存性の概念**〔「神の自由」の概念の積極的側面〕と、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的なその「失われない差異性」における三つの存在の仕方における「神とは異なるものによってなされるすべての条件づけからの神の自由〔**われわれのための神の自由**〕としての「**独立性の概念**」〔「神の自由」の概念の消極的側面〕との全体性において定義されなければならない。何故ならば、例えば「世界に対する神の関係としての神の創造と和解の概念」（その存在の仕方における概念）とその内在的本質である「神の全能、遍在、永遠性の概念」は、「神とは異なるものによってなされるすべての条件づけからの神の自由としての**独立性の概念**に言及することとなしに、把握し、展開することはできない」からである、すなわちその「神とは異なるものによってなされるすべての条件づけからの神の自由」（「**神の独立性**」）は、「ただ外に向かつての神の行為の本来的な積極性であるばかりでなく」、換言すれば自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的なその「失われない差異性」における三つの存在の仕方（父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）の本来的な積極性であるばかりでなく、「また、神ご自身の内的な〔内在的な〕本質の本来的な積極性であるという認識の下で起こる時にだけ、正しい仕方ですることができるし・なす」からである、「**神の自存性**」であるという認識の下で起こる時にだけ、正しい仕方ですることができるし・なすからである。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「**教義学的方法の選択**」は、「もしも〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする**第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の**〕神

の言葉の支配の下に、教義学が「わがまま勝手に」恣意的独断的にではなく、すなわち聖書に対する他律的服従とすることへの決断と態度という自律的服従との全体性において「自由に服従することから成り立っていないからならない」自律性」が、「その神律性〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っている、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動——子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「イエス・キリストという既に据えられている土台」（Ⅰコリント三・一一）を承認することから成り立っているとすれば」、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（観念的生産物）としての教義学的「体系の中での根本的な見方〔原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義〕が占めている場所」は、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における「教会教義学〔福音主義的な教義学〕においては、……原則的に空席のままであり続けなければならない」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学的方法」は、「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っているイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「対象自身が自分から語って来ることができるし、人間の思惟と語りに対し働きかけることができる」のであるから、その「対象」に対して、「開いたままであり続けることだけから……成り立っていないからならない」。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における教会教義学（福音主義的な教義学）は、あの客観的な「存在的な必然性」と主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なラチオ性」と主観的な「認識的なラチオ性」という＜総体的構造＞における三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、それ故にそれぞれの時代、それぞれの世紀において、その時代と現実とに強いられたところで、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とすることへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、「教えの純粹さを問う」教会教義学（福音主義的な教義学）の課題としての純粹な教えとしてのキリストにあっての神と

しての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「正しい行為を問う」特長的な神学的倫理学の課題としての「神の讃美」としての「隣人愛」（通俗的な意味での隣人愛ではなくて、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請——全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くベクトルを持っていないと、それぞれの時代、それぞれの世紀において、その時代と現実とに強いられたところで、「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化という時間累積をなして行くベクトルを持っていないと。この第三の形態の神の言葉である教会の宣教における教会「教義学的方法」は、「対象には、そのような＜力があり＞、しかもあの主権性の中でそのような力を持っているという信頼、また対象はそのことをくらすことができる＞し、それがくらすことができる事実またくらすであろう」という信頼を前提としている」、「その信頼を呼び覚ますということが含まれているのであるが、対象自身の働く力を前提としている」、「キリストにあっての神ご自身が〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に基づいて、第三の形態の神の言葉である〕教会の中で、ご自分の言葉を語ろうと欲し、語り給うであろうという＜約束＞」としての「教会に与えられた＜約束＞の实在を前提としている」、「最後のには、ただ全く……み言葉の中での神の業と行為がすべてにまさって（実際すべてにまさって）尊ばれ、恐れられ、愛されるということから成り立っている」。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における教会「教義学的方法」は、「われわれが教義学的な規準に関して、特に聖書的態度をとるようにとのその要求でもって語ったところのことと、事柄において一致する……」。ここで、「われわれは今、要求について語っていない。われわれは今、〔「聖書への絶対的信頼」（『説教の本質と実際』）という〕教義学的作業の主体自身の自由な決断〔聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性におけるそれ〕が、〔「わがまま勝手に」恣意的独断的にではなく、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が」「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っており、その起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っている〕そのまことの対象を通して規定されるところで、必然的、自動的に〔「おのずから」〕起こることについて語っている」。

前段で述べた「正しく理解された〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学の実質原理こそが、〔人間的理性や人間的欲

求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての根本的見方、高台、すなわち原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義を前提とした〕**教義学的体系という概念を、その萌芽において打ち壊してしまうのである**〕。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会教義学（福音主義的な教義学）において体系があるとすれば、イエス・キリストにおける神の自己啓示としての「啓示の中での体系は、**ただイエス・キリストの名だけである**」、その「ただ啓示の体系だけ」である。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学において基礎づけは、基礎（「土台」）が既に置かれてくいる」ということを思い出す想起と、繰り返し基礎（「土台」）が〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的な「存在的な必然性」と主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なラチオ性」と主観的な「認識的なラチオ性」に基づいて〕置かくれるとであろうことを待ち望む待望を意味している。この想起と待望の上には、いかなる体系も基礎づけられることはない。「すべての体系的な明瞭さと保証」が、「……神の言葉の内容は、確かに＜神＞の業と行為であり、……そのようなものとしてわれわれの占有と自由処理」の対象とはならんところの、「ただわれわれが〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて与えられる〕信仰の中でそれを考慮に入れることによってだけ、思い起こすことができ、それをわれわれはただ希望しつつ待ち望むことができるだけである神の自由な恵みであるということを通して問いに付されていないような教義学的な思惟と語りは、一つも存在しない」。「すべての教義学的な思惟と語りの認識源泉と公理は、その根本命題と結論の関連性は、またそれら命題自身は、全体としても個々の点にわたっても、絶えず問いに付され、その暫時性と不完全性が暴露されるのである」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「教会教義学」は、あの第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、「教えの純粹さを問う」「教会教義学の課題」としての純粹な教えとしてのキリストに於ける神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学の課題」としての「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くベクトルを持っていないからではないのである。「その対象からして」「その作業」は、「その作業が、全体としても個々の点にわたっても、＜明瞭さ＞と＜関連性＞に向かって方向づけられていなければならない、望むらくはまた……〔啓示の〕真理の明瞭さと関

連性を明らかにするであろうことは避けられないことである。「その際」、「自分で自分を貫徹させて行く『体系』」は、「体系化しようとする＜意志＞」による「体系としてではなく」、「ただ明瞭さと関連性を求めての努力として」、「また服従であること、その限り真理の影であることはできる」としても、「体系化しようとする＜意志＞」は、「結局は、……許されてはいない……」、例えばちょうどイエス・キリストにおける神の自己「啓示の中での体系はただイエス・キリストの名だけである」から、そのことに基づいて、「教義学的な合理主義を明確に否定」して、徹頭徹尾、キリストにあっての＜特別啓示＞、＜啓示＞の真理、「恵ミノ類比」（啓示の類比、信仰の類比、関係の類比）、＜啓示＞神学に立脚することは許されるとしても、その最初から＜意志＞的に、＜一般的＞啓示、＜一般的＞真理、「存在の類比」、「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」「すべての大学社会の神学」・「人間学の後追い知識」としての「混合神学」・「人間学的神学」・哲学的神学等の＜自然＞神学に立脚することは許されてはいない。

イエス・キリストにおける神の自己啓示は、自己自身である神としての（ご自身の中での神としての）自己還帰する対自的であって対他的な（完全に自由な）聖性・秘義性・隠蔽性において存在している（それ故に、人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、われわれは、神の不把握性の下にある）

「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「父なる名の内三位一体的特殊性」・「神の内三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」（それ故に、「三神」、「三つの対象」、「三つの神的我」ではない）の、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での「三度別様」な「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動・活動）、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体におけるその第二の存在の仕方、すなわち「啓示ないし和解の實在」そのものであり、起源的な第一の形態の神の言葉そのものであり、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「真に罪なき、従順なお方」「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」、「ただイエス・キリストの名だけ」において、その内在的本質である「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性の認識と信仰を要求する啓示である。したがって、先ず以て、第二の問題である神の本質の問題（神の本質を問う問題）を包括した第一の問題である神の存在の問題（神の存在を問う問い）が問われなければならない。「まさに（イエス・キリストにおける神の自己）啓示の中でこそ、まさにイエス・キリストの中でこそ、隠れた神は、ご自身を把握で

きるものとし給うた」。しかし、そのことは、「決して直接的にではなく、＜間接的に＞である」、あの＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で与えられる「信仰に対してである」、「その本質の中においてではなく、＜しるし＞の中においてである」、このように「とにかくご自分を把握できるものとし給うた」。その内在本質が肉となったのではなく、その「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方における「＜言葉が肉となった＞」——「これが、すべてのしるしの＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞である」、換言すれば人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された人間的自然（観念的生産物）としての「存在者」では決してなく、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、イエス・キリストにおける神の自己啓示としての、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方における言葉の受肉としての＜「存在者」＞である。したがって、それは、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された人間的自然（観念的生産物）としての「存在者」、「存在者レベルでの神」ではない、それ故にその対象からして「存在者レベルでの神への信仰」ではない。その「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞に基づいて、その＜しるしのしるし＞〔「啓示の＜しるし＞」〕が存在するし、「そのほかにも神の永遠の言葉の被造物的なしるしが存在する」。すなわち、その「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞に基づいて」、先ず以て「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉である聖書（預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」）が「しるしのしるし」（「啓示の＜しるし＞」）として客観的・可視的に存在している、また「教会に宣教を義務づけている」聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的＞な信仰告白および教義（Credo）が「しるしのしるしのしるし」として客観的・可視的に存在している。「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間「イエス・キリストと地上における可視的なみ国」——「これこそ、神ご自身によって造り出された……神を直観と概念を用いて把握し、したがってまた神について語ることができる偉大な可能性である」。